

平成 1 8 年度

福島県環境審議会議事録

(平成 1 8 年 1 2 月 2 1 日)

1 日時

平成18年12月21日(木)

午後 1時30分 開会

午後 3時50分 閉会

2 場所

県庁本庁舎 2F 第1特別委員会室

3 議事

(1) 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について

(2) 大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める
条例の一部改正等について

(3) ダイオキシン類対策特別措置法第29条の規定に基づくダイオキシン類土壤汚染
対策地域の指定について

4 報告事項

町村合併に伴う騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域等の設定について

5 出席委員

稲森悠平 大越則恵 煙山昭子 後藤忍 紺野嘉昭 鈴木一 鈴木安利 瀧本チイ

中村玄正 長澤利枝 羽田博子 引地宏 堀金洋子 皆川猛 和田佳代子

渡部チイ子 渡辺智衛

以上17名(4名欠席)

6 事務局出席職員

根本 生活環境部長

(県民環境総務領域)

藤原 生活環境部政策監

松本 生活環境部参事 ほか

(環境保全領域)

三瓶 環境保全領域総括参事

長澤 水環境グループ参事

木村 大気環境グループ参事

新妻 産業廃棄物対策グループ参事

渡辺 一廃廃棄物対策グループ参事 ほか

7 議事内容

(1) 開会(司会) 小檜山生活環境部企画主幹

(2) 部長あいさつ 根本生活環境部長

(3) 中村議長(会長)から、議事に入る旨の発言があり、議事録署名人に大越則恵委員と渡部チイ子委員を指名して審議に入った。

(4) 議事の第一「水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について」事務局(長澤水環境グループ参事)から別紙資料に基づき説明が行われ、以下のような質疑等があった。

《質疑応答等》

(問) 大越委員

類型指定を予定している水域をどうしてこの15河川に決めたのか。

(答) 長澤水環境グループ参事

浜通り、中通り、会津の3地域に分け、どの地域の河川を先に行うか考えたが、浜通りについてはほとんどの河川で鮭が遡上するため、水生生物の保全の観点から考えて浜通りから順次行うこととした。

(問) 鈴木委員

今回は全垂鉛の基準に関する水域類型指定であり、これまではBODやSSの基準に関する水域類型指定が行われているが、その詳細について聞きたい。

(答) 長澤水環境グループ参事

BOD等については、今回、水域類型指定を行う予定の河川については全て環境基準が設定されている。藤原川等の一部の河川はC類型であり、それ以外の大部分の河川はA又はB類型である。

これらの河川については、関係市町村と調整しながら水質を調査しており、その調査結果については、年一回、県内全域分を県が一括してとりまとめ冊子にして公表している。

(問) 渡辺委員

水域類型指定を行うことで水質環境の維持を図るということであるが、具体的にどのようにしていくのか。また、環境基準を超えた場合の対処は具体的にどう考えているのか。

(答) 長澤水環境グループ参事

水質環境の維持を図る方法として、議題の2で説明するが、事業場の排水基準を厳しくすることが一つある。また、基準を超過している地点の対処については、それぞれの河川について主原因を調査し、人為的汚染が原因である場合は、排水基準の遵守や可能な限り低濃度で排出するよう企業が自主的取り組みを行うことで対応

していくつもりである。

(問) 長澤委員

今回類型指定を予定しているのは浜通り地方の15河川であり、順次、中通りや会津地方の河川を行うとのことであるが、どの位の期間で行うのか。

(答) 長澤水環境グループ参事

県内の河川については16年度から詳しく調べており、引き続き必要な河川について調査を継続していく予定である。

類型指定については、各河川ごとに河床の状況や魚の生息状況等を文献や漁業組合へのヒアリング調査等いろいろな方法で調べる必要があり、時間が掛かるので、浜通り、中通り、会津の順で概ね3年で行っていく予定である。

(問) 長澤委員

類型指定を行った後は、この基準を守っていく必要があり、そのための努力が非常に重要だと思うが、それは市町村にお任せするのか、それとも県が行うのか。

(答) 長澤水環境グループ参事

当然、類型指定を行い環境基準を当てはめると、基準を達成しているかどうかを検証しなければならない。そのため、県では亜鉛の調査を年12回又は6回行っている。また、いわき市、郡山市及び福島市については水質汚濁防止法上、同じ権限を持っているので、この3市の河川については市が調査している。

それ以外の市町村については、市町村民に対して河川環境に関する意識啓発等を行う目的で、市町村が独自に水質測定をやっており、それらについても、県でデータを収集し、水質年報に登載している。市町村で独自に行っている地点でも調査項目に亜鉛を追加するよう調整をしていきたいと考えている。

(問) 後藤委員

今回類型指定する河川は、水生生物の生息状況等の調査を行っているとのことであるが、その調査の結果は審議会には示さないのか。

また、今後、類型指定を行う中通りや会津についても、今回示してある亜鉛濃度の測定データだけを基にして指定するのか。

(答) 長澤水環境グループ参事

現在、各河川毎に調査結果を取りまとめており、来月予定している部会では委員の皆さまに提示して検討していただきたいと考えている。

(問) 大越委員

資料1 - 2の1ページにある「河川に関する水生生物の保全に関する水質環境基準」の表において、生物特Aは「水生生物の産卵場とか幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域」と書かれているが、この場所を確実に決めることは無理なような気がするが、どのようにして決めるのかお聞きしたい。

(答) 長澤水環境グループ参事

地元の漁業組合や自然保護団体に対してヒアリング調査を行い意見を聞いており、その結果、産卵場になっていて保全しているという場所があれば、特Aにすべきか

どうか検討する予定である。

今回の15河川については、ヒアリング調査で河川全体としてイワナやヤマメが繁殖しているのは解るが産卵場所を特定できなかった。そのような河川については、特Aとして指定しなくても、河川全体をAに指定して保全していけば生態系の維持は可能ではないかと考えている。

(問) 和田委員

河川が長い場合には生物Aと生物Bの魚が混在する河川が出てくると思うが、そのような場合はどのように類型指定を行うのか。

(答) 長澤水環境グループ参事

例えば低温域を好む魚ですと、ここに書いてあるイワナ等については一般的に15度以下の水温を好むと言われているが、20度では全くいないのかということではないし、また、生物Bについても15度~20度位の温度を好む魚が多く明確には分けられない。

イワナ等の生物Aの魚が川全体で見られれば、区域分けしないで河川全体を生物Aに指定し、また、例えば藤原川のように下流部が余りきれいではなく、生物Aの魚がいないのであれば、その部分はある橋を起点にして生物Bに指定するというように、それぞれの河川で検討して決めていきたいと考えている。

長澤委員

私の住んでいる南相馬市は、仁井田川、請戸川、木戸川あたりが流れているが、それらの川は、近年、水質が非常に良くなり、その影響でかなりの数の鮭が遡上してきており、鮎も多く棲んでいる。これは地域住民の努力が功をなしているからであり、地域住民も水質保全に貢献している。

堀金委員

今回、類型指定される予定の15河川の中の小泉川は、平成16年度はBOD値が基準を達していない。そういう場合、町村や住民の対応というものが問われるが、地域住民一人一人の意識の向上のために、このような事を行うのはいいことであるので、なるべく早く実施して頂きたい。

長澤水環境グループ参事

水質保全の取り組みを行政は当然行うのですが、事業者は事業者として取り組み、一般住民の方々にも水質保全に協力をして頂きたい。

今年7月につくしま「水との共生プラン」というのを策定した。これは、流域単位で上下交流しながら力を合わせて水環境保全活動を継続してやっていこうというプランである。現在、第一段として夏井川流域で実施しており、上下流のいろいろな活動団体が交流しながら、問題点を拾い出して、今後どのように水質保全の取り組みを行うか検討している。このような活動が各河川で広がっていくことによって21世紀の半ばにはどの河川でも泳げるくらい水が良好になるよう努力していきたい。

中村議長

行政や地域住民が一体となり取り組むことで水質改善の方向に進むことを望む。

(問)長澤委員

湖沼については、天然湖沼及び貯水量が1000万 m^3 以上かつ水の滞留時間が4日間以上である人口湖沼が類型指定の対象になっている。

福島県内には昔から田んぼの水を溜めている堤が大変多く、堤にはフナやコイ等多くの種類の水生生物が棲んでいるが、堤の水が大変汚れてきており水生生物が非常に棲みにくくなっている。

これはあくまでも提案ですが、湖について貯水量が1000万 m^3 以上等の湖沼に限らずに、もう少し対象を拡大して堤等における水生生物の保全についても考えて頂きたい。

(答)長澤水環境グループ参事

湖沼の環境基準については国の通知では天然湖沼及び貯水量が1000万 m^3 以上等の人口湖沼に限られているが、例えばある河川に小さなダムがあるような場合には、そこはそのダムも含めた河川全体を一体として類型指定し水質の監視を行っている。

河川と湖沼では、有機物に関する評価項目がそれぞれBODとCODであり違うので、貯水量が1000万 m^3 以上等の人口湖沼等については、きちんとCODで監視し、小さな湖沼に関しては河川と一体のものとして監視していきたい。

以上で質問等は終了し、議長から、本議題については本県で初めての案件であり類型指定を予定している水域が15河川と多いことから、第2部会に付託したいとの提案があり、異議なしとされた。

(5)議事の第二「大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部改正等について」

事務局(長澤水環境グループ参事)から別紙資料に基づき説明が行われ、以下のような質疑等があった。

《質疑応答等》

(問)鈴木委員

私も企業に勤めており大変興味を持って聞いていた。私が勤めている会社は無機顔料製造業に該当し、亜鉛については検出限界未満で排出している。

私が勤めている会社も該当するが、水質汚濁防止法では、10業種については平成23年12月まで5mg/Lという暫定排水基準を設けられ、先ほどの説明ですと、県の上乗せ排水基準も水質汚濁防止法になって、平成23年12月まで暫定排水基準を設定するということであるが、その場合の排水基準は、現在の上乗せ排水基準と同じ値の4mg/Lであるのか。

(答)長澤水環境グループ参事

暫定排水基準については、水質汚濁防止法ではその基準は5 mg/Lであるが、本県では既に、水域、業種により4 mg/L、2 mg/L若しくは1 mg/Lという上乘せ基準が適用されており、その基準を緩くするわけにはいかないため、現在の上乗せ基準をそのまま暫定排水基準として設定したい。

また、5年の猶予期間を設けるが、排水基準を安定してクリアできない事業場に対しては、5年後ぴったりに排水基準をクリアするようにするのではなく、その期間にできるだけ速やかに安定して排水基準をクリアするよう対策をしてもらうよう指導したい。

(問)鈴木委員

県内では、何ヶ所かが排水基準を超過したのみということであり、ほとんどの事業場では排水基準を下回って推移しているとのことであるが、県でも暫定排水基準を設定するのか。

(答)長澤水環境グループ参事

排水基準には直罰規定があり、それを超過すると懲役まで課せられることもあるため、排水基準というものは、例えば、現在、0.5mg/Lで排出している業種が大半だから、その業種については、その0.5mg/Lを基準値にするということではなく、事業所等が最低限守らなければならないものを国で定めており、地域では、地域の特性に応じて、その地域で最低限守らなければならない基準を定めている。また、より低濃度で排出することは企業の社会的責任として当たり前の話であるので、そのような自主的な取り組みを尊重し、規制と自主的取り組みの両輪で排水濃度の低減に努めていきたいと考えている。

(問)稲森委員

一日の平均排水量が50 m³/日以上の特定期間事業場だと水質汚濁防止法の規制を受け、それ未満の所も裾下げで一部の事業場に対して規制しているが、業種毎に規制を受けない事業所がどれくらいあるのか、そこから排出される亜鉛濃度がどの位なのか、また、総量として規制を受ける事業場からの排出量と規制を受けない事業場からの排出量の比率がどの位なのか。

私は昔から小規模事業場対策はきわめて大事であると考えており、小規模事業場が未規制になっていること自体おかしいと思っているが、それらの事業場に関するデータについて聞きたい。

(答)長澤水環境グループ参事

亜鉛を排出する可能性のある主な業種に属する事業場は県内では約400あり、そのうち排水規制の対象となる事業場が235である。

このうち一日の平均排水量が50 m³/日以上の特定期間事業場の割合については、下水道業は全て排水量50 m³/日以上であり、酸・アルカリ表面処理施設と電気めっき業については約2割が排水量50 m³/日未満である。その他の業種は1割から2割が排水量50 m³/日未満である。

排水規制の対象にならない小規模事業場から排出される亜鉛濃度については、これらの事業場に対する水質調査は年に数件行っているだけであり、統計的に解析できるほどデータがない。

また、負荷量については計算していない。計算をしている項目は、BOD、COD等である。

(問) 稲森委員

小規模事業場対策については環境省も重要な問題と位置付けている。経済的な負担を掛けて工場が潰れたらどうするんだというようないろいろな問題があるのは理解しているが、福島県にはきれいな湖とか川とかが数多くあるので、その保全のためにも、小規模事業場に対する負荷量等の調査を行うなどの対策をとって欲しい。

また、私は環境省が第5次水質総量規制について検討を行った時に審議会に参加した。第5次水質総量規制では新たに窒素と燐の2項目を規制対象として追加したが、浄化槽に関しては概ね200人槽以上が規制を受け、その規制の対象となる浄化槽は全体の2割しかない。規制をうけるのが2割で、8割は野放しになっているのは非常に不具合であるので、小規模事業場対策について、今後、福島県としてぜひとも努力して欲しい。

中村議長

今の稲森委員の御意見は、小規模事業場対策における今後の福島県の方向性についての貴重な提言であると思う。

以上で質問等は終了し、議長から、本議題については諮問原案の内容をもって審議会の答申としてよろしいかとの提案があり、異議なしとされ、議長が本日の議題についての答申書を作成し、知事に答申することとなった。

(6) 議事の第三「ダイオキシン類対策特別措置法第29条の規定に基づくダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定について」

事務局(木村大気環境グループ参事)から別紙資料に基づき説明が行われ、以下のような質疑等があった。

《質疑応答等》

(問) 渡辺委員

かつて南相馬市小高区に廃プラスチック焼却施設の設置計画があった。住民運動もあり、結局は設置されなかったが、こうした施設を設置する前に規制する法的な措置について教えて欲しい。

(答) 木村大気環境グループ参事

一つの枠組みとして廃棄物処理法がある。この法律では廃棄物焼却施設の構造基準や維持管理基準が定められており、ダイオキシン類を発生させない仕組みが作られている。

こうした法的措置により、国が平成22年までに平成9年ベースの95%のダイ

オキシソ類を削減することを目標に掲げたが、平成16年で達成した。これは、構造基準や維持管理基準によって、ダイオキシソ類の主要な発生源である一般廃棄物焼却施設からの排出量が減ったことが考えられる。

今回、なぜこの問題が起きたかということについてであるが、RDFが有価物扱いとなっており、RDFボイラーには廃棄物焼却施設の構造基準や維持管理基準が適用されないためと考えられる。なお、県ではRDF等の廃プラスチックを燃料とするボイラーについては、条例で国の法律と同等の排出規制をかけている。

(問) 渡辺委員

県は大気に対しては規制をかけているが、今回は燃え殻やばいじんが問題となったのではないのか。

(答) 木村大気環境グループ参事

ダイオキシソ類は、どちらかというとはいじんに多く付着することが指摘されているが、ばいじんは産業廃棄物に該当するため、廃棄物処理法の適用を受けることになる。当然、保管する場合は保管基準が適用されるため、基準に適合した保管がされていなければならない。

今回はそこが不適切であったものと考えられ、そのため廃棄物処理法に基づき保管に係る改善命令をかけたものである。

(問) 羽田委員

固形燃料になっている廃プラスチックに対する規制状況については、どのようになっているのか。

(答) 木村大気環境グループ参事

容器包装リサイクル法によって、廃プラスチックは分別収集や再商品化されているが、これまで燃料として使用されていなかった。しかし、最近の政令改正により、一定の基準に適合したものについては、燃料として使用することが可能となっている。

来年の4月1日からは、品質の基準が法律の中では決められており、適切に燃料として使用されれば、不都合は生じないものと考えられる。

(問) 羽田委員

燃やす燃料の中にダイオキシソ類の成分が入っていれば、今後ともこうした問題が発生することが考えられる。

先日、昭和電工の川崎工場に見学に行ってきたが、発生する廃プラスチックをアンモニア化するとのことだった。廃プラスチックを焼却するのではなく、こうした方向で処理することは可能ではないのか。

(答) 木村大気環境グループ参事

ダイオキシソ類を多く発生させている施設は、一般廃棄物焼却施設ということとされていたが、現在ではほとんど発生、排出がない状態となった。

なぜそこまで排出が抑制されたかという点、先ほど説明したように構造基準や維持管理基準が厳しくなっているということが上げられる。そうした枠組みの中に収まれば排出は少なくなるはずであるが、その枠組みから外れるものからの排出があ

るのであれば、是正する必要がある。そうした意味で廃プラを燃料とする施設であれば、条例で排ガス規制の対応をしているというのが現状である。

中村議長

基本的にダイオキシン類の発生源になるのは塩素で、プラスチックに多く含まれている。それをある温度で燃焼させるときにダイオキシン類は発生しやすくなるが、ある温度以上になれば発生しにくい。燃料に関しても1号炉と2号炉とでは、燃料の大きさがずいぶん違うということがあり、小さくすることにより完全に燃焼され、ダイオキシン類が発生しないような燃焼が可能となるということを知ったことがある。

(問)長澤委員

資料3の5の汚染対策の図を拝見したが、本件は環境審議会で審議して、ダイオキシン類対策特別措置法で強く対応するという姿勢を感じたが、この対策で懸念されることは、不法投棄で会社が倒産してしまってどうしようもないということである。又、会社は存続しているけれども撤去費用がなく、県が代執行を行ったという例がある。

この会社が対策事業の費用を負担できるだけの会社であるのか、把握している範囲で教えてほしい。

(答)木村大気環境グループ参事

公害防止事業費事業者負担法は、これまで県が経験してきた廃棄物処理法の代執行とは異なり、最終的には原因者に負担させる枠組みとなっている。どの程度の事業費が必要となるかについては、対策計画の中でどのような対策が必要なのかということをはっきりとしないとい算出できない。それで対策計画と平行して費用負担計画を策定することになる。

対策計画はダイオキシン類対策特別措置法、費用負担計画は公害防止事業費事業者負担法の流れの中で、対応を整理していくことになる。

長澤委員

努力が必要と思われるが、審議会の諮問事項でもあるので、県の責任を果たしていただきたい。

中村議長

当審議会としても、長澤委員の述べたようなスタンスにあるので、今後ともよろしくお願ひしたい。

木村大気環境グループ参事

対策計画は法律で審議会の審議事項とはされていないが、負担計画は審議事項とされている。

(問)堀金委員

ダイオキシン類対策特別措置法第26条1項の監視をしっかりと行っていないと、こうした問題はまた起こって行くと思われる。この条文では県は監視していかなければならないということが示されており、毎年、検査していれば、何年も前のものが出てきたということはないと思われる。

平成16年度と17年度の環境白書を細かく拝見したが、異常なしと記載されているが突然こうした問題が出てきたということに、強い疑問を持っている。法律で規定されていることをしっかり行わないと、問題はまた出てくると思われるので、今後、県の監視体制や市町村の指導支援体制をしっかりとっていただくことを要望する。

(答) 木村大気環境グループ参事

環境調査は法律の第26条第1項の常時監視や、第27条の他機関との調整を図って行う調査があるということを説明したが、この他に発生源事業者に対する立入調査も実施している。

ダイオキシン類の場合、排水基準が10 pg-TEQ/lで過去に基準を超えた事業場も何件がある。そうした事業場には直ちに改善命令をかけて、行政指導を実施しているというのが現状であり、今後とも監視を続けていくことが必要と考えている。

中村議長

未然防止の考え方は非常に大切なことだと考えられる。猪苗代湖も条例によって未然防止対策で対応しているが、実際は、汚濁の兆候がないわけでもない。

先日、霞が浦に2回ほど行く機会があったが、完全に汚濁してしまっただけからでは、対策をとるのにかなりの経費がかかってしまうことになる。

ダイオキシン類も含め、こうしたことを契機として、注意又は指導強化することで未然防止が可能であると考えられる。行政サイドとしても堀金委員の意見を踏まえて、対応をよろしく願いたい。

(問) 鈴木委員

新聞の内容では、周辺の水路に環境基準の2.3倍を超えるダイオキシン類が検出されたということが載っていたが、詳細を教えて欲しい。

(答) 木村大気環境グループ参事

公共用水域の位置づけで排水路を調査したが、昨年7月の調査では23 pg-TEQ/lという濃度で検出された。このとき、海域流入前でも3.9 pg-TEQ/lという濃度であり環境基準を超えていた。海域で海水を分析した結果は、0.069 pg-TEQ/lであり環境基準を十分下回っていた。

以上で質問等は終了し、議長から、本議題については諮問原案の内容をもって審議会の答申としてよろしいかとの提案があり、異議なしとされ、議長が本日の議題についての答申書を作成し、知事に答申することとなった。

(7) 報告事項「町村合併に伴う騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域等の設定について」

事務局(木村大気環境グループ参事)から別紙資料に基づき説明が行われた。

この報告は、1月に本宮町と白沢村が合併して本宮市となり名称が変更となることから、指定地域を指定し直すということであり、用途地域は現在と変わらないということである

が、異議なく了解された。

事務局から今後の環境審議会の開催予定等について通達した。

今後の環境審議会は第二部会を1月25日の金曜日、第一部会を1月31日の水曜日、本会議を2月9日に金曜日に予定している。

9月13日に諮問した福島県環境基本計画については、第一部会で審議していただいているところであるが、12月15日から来年1月15日までの1か月間、県民意見を募集している。

以上で審議は終了した。